

大分県立竹田支援学校スクールバス送迎委託業務仕様書

1 委託業務の名称

大分県立竹田支援学校スクールバス送迎委託業務

2 履行期間 自 令和5年4月13日
 至 令和6年3月22日

3 一般事項

- (1) 児童生徒等の送迎を安全かつ確実に行うものとする。
- (2) 道路運送法、道路交通法、道路法及びその他関係法令（労働基準法等労務管理を含む）を遵守し、運行に要する許認可等を得て運行するものとする。
- (3) 業務において文書、図面、電子媒体若しくは口頭にて知り得た秘密及び個人情報について別添「機密保持及び個人情報の保護に関する特記事項」に基づき善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- (4) 受託者は、車両の運行状況を把握し連絡体制の迅速化を図ること。
- (5) 業務実施にあたっては、委託者と十分打ち合わせの上実行するものとする。
- (6) 業務遂行上において疑義が生じた場合は、受託者と委託者にて協議し定めるものとする。

4 業務内容

(1) 運行業務

①運行日

運行日は原則、令和5年4月13日から令和6年3月22日までの間で学校長が指定した日（別紙1「実施計画書（運行日程計画表）」参照）とする。

令和5年度運行予定日数：年間82日（予定）

※運行予定日で、運行しなかった日は委託料金に含まないものとする。

②運行経路・運行距離及び運行時刻

運行経路・運行距離及び運行時刻については、別紙2「実施計画書（運行時刻表）」を参照

【三重便】

運行距離：Aパターン 60.9km 、 Bパターン 60.9km 、 Cパターン 51.2km

運行時間：Aパターン 80分 、 Bパターン 80分 、 Cパターン 67分

※一斉下校・臨時運行による運行時間等の変更及び自然災害等により運行が困難な場合は学校長の指示に従うこと。また、運行経路・運行時刻及び停留所の位置の変更等については、迅速に対応すること。

③車両の故障等に備え、同型の予備車を確保するなど、常に運行できる体制を整えること。

④道路運送法に基づく運行管理者を配置し、運行管理者による運転士の運行前点呼（健康状態・飲酒等の確認）を実施すること。また、運行管理者による定期的な指導を運転士へ行うこと。

(2) 車両

- ①受託者は、国土交通省の認可を受けた乗車定員が45人以上（運転手及び引率者を含む。）の車両を選定し、運行を行う。
- ②運行に使用する車両は、車検整備、法定点検整備、日常点検整備等の必要整備を行った車両を使用すること。
- ③委託者は、受託者へ内閣府が定める『送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リスト（内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>）』にある安全装置を貸与する。受託者は安全装置を送迎に使用する車両へ取り付けること。
- ④受託者は、履行期間終了後、上記③の安全装置を取り外し、委託者へ返却すること。
- ⑤上記③及び④に係る安全装置の調達や着脱費用は委託者が負担する。
- ⑥上記③の安全装置を取り付けるまでの間、又は、安全装置設置車両の故障等により、やむを得ず上記③に定める安全装置未設置車両で運行する場合は、運行の都度、安全管理報告書（別紙3）を作成し、校長へ報告すること。
- ⑦受託者は、事故が発生した場合、事故の交渉・補償等の処理を行うこと。

(3) その他

- ①支援の必要な児童がいる際には、引率者と協力しての個別の乗降支援すること。
- ②送迎業務開始前にバス車内の清掃とアルコール等による消毒の実施すること。

5 実施報告

毎月10日までに、前月の実施結果を実施報告書（第1号様式）により報告するものとする。